

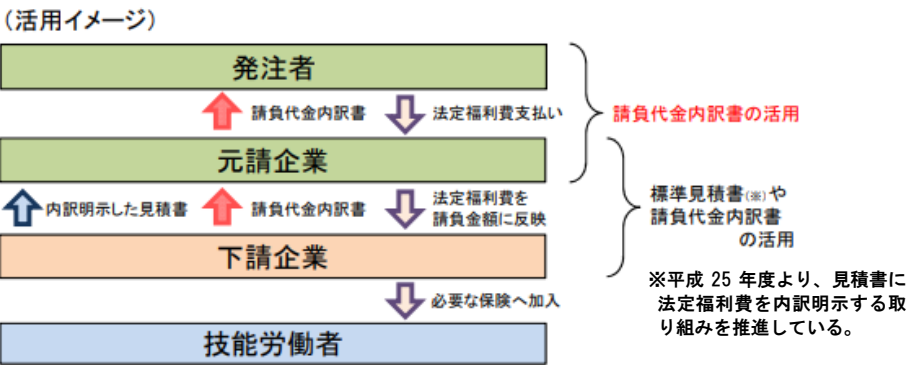
法定福利費を明示した「請負代金内訳書」の提出について

建設業における社会保険への加入を一層進展していくためには、必要な法定福利費（現場労働者に係る雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料の事業主負担分）が、工事ごとの請負代金の中で適切に確保されている必要があります。

このことから、東郷町では、令和7年4月1日以降に入札公告等を行う案件から、契約締結後に法定福利費を明示した「請負代金内訳書」の提出を求めます。

1 法定福利費を明示する意義

現場労働者（受注者及び下請業者）の法定福利費は、それぞれの工事毎の請負金額の中に確保される必要があります。このため、請負代金内訳書において法定福利費を明示し、元請・下請間での必要な法定福利費の確保に繋がります。



2 実施内容

受注者は、法定福利費を明示した「請負代金内訳書」を作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督員を通じて発注者に提出してください。

発注者は、「請負代金内訳書」の内容確認を行います。確認の結果、法定福利費の金額が著しく低い場合については、受注者に対して金額の錯誤等がないか確認を行います。

※内訳書に記入した法定福利費は、受注者を拘束するものではありません。

3 法定福利費の計算方法

(1) 明示する法定福利費について

- 建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象です。
- 対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険です。

＜社会保険の適用関係＞

所属する事業所		就労形態	社会保険		
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険(いずれか加入)	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

■ : 事業主負担あり
■ : 個人で加入(事業主負担なし)

※年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※国民健康保険組合は、保険料の事業主負担がある場合/ない場合がある。

(2) 計算方法

ア 労務費を算出し法定福利費を求める場合

- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合
⇒当該労務費を使用します。
- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合
⇒過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて、労務費を算出します。

算出した労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出します。

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

イ 労務費の算出が困難な場合

過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出します。

$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

ウ 下請企業から提出された見積書等を活用する場合

下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用します。

(明示された法定福利費の額を合算)。

$$\text{法定福利費} = (\text{下請 A の法定福利費}) + (\text{下請 B の法定福利費}) + \dots$$

(3) 法定保険料率について

＜令和6年4月現在の各法定保険料率（参考）＞

	全額	事業主負担分	本人負担分
健康保険料（※1）	10.02%	5.01%	5.01%
介護保険料（※2）	1.60%	0.8%	0.8%
子ども・子育て拠出金	0.36%	0.36%	負担なし
厚生年金保険	18.3%	9.15%	9.15%
雇用保険料	1.85%	1.15%	0.7%
合計	32.13%	16.47%	15.66%

※1 都道府県によって料率が変わります。表は協会けんぽの愛知県の料率です。

※2 40歳以上65歳未満の方が対象となります。

※3 料率は都度変更されます。所管官庁のホームページで確認できますので、最新の料率で計算してください。

＜保険料率の調べ方（参考）＞

- ・健康保険料、介護保険料
⇒ 全国健康保険協会 HP：「健康保険 保険料額表」で検索
- ・厚生年金保険、子ども・子育て拠出金
⇒ 日本年金機構 HP：「厚生年金 保険料額表」で検索
- ・雇用保険料
⇒ 厚生労働省 HP：「雇用保険 保険料率」で検索

4 法定福利費の明示に当たっての留意点

(1) 内訳明示する法定福利費について

- ・健康保険の保険料は介護保険料、厚生年金保険の保険料は子ども・子育て拠出金と一体で徴収されることから、内訳明示する法定福利費には、これらの事業主負担分も含まれます。
- ・内訳明示を求められている法定福利費以外の費用（例：社会保険料の個人負担分）を除くことが困難な場合は、当該費用が含まれることを明記するものとします。
- ・法定福利費の算出方法によっては、必ずしも個々の社会保険の法定福利費を算出できるとは限りませんので、社会保険の種類毎に明示せず、まとめて明示することでも差し支えありません。
- ・工事費目（直接工事費、現場管理費等）毎に法定福利費を内訳明示するのではなく、請負代金総額に対して内訳明示することで差し支えありません。

(2) 法定福利費の算出について

- ・受注者は、下請企業に工事を発注する予定がある場合には、「3(3)法定福利費の計算方法」中の「労務費総額」又は「工事費」に下請企業の負担分を含めた上で算出することに留意してください。
- ・受注段階で下請企業が確定しておらず、下請企業が社会保険の適用対象なのか、適用除外（法定福利費無し）なのか不明である場合には、全ての下請企業が社会保険に加入しているという前提で算出した法定福利費を明示してください。

(3) 入契法に基づく工事費内訳書の作成について

公共工事の入札の際に発注者に提出する工事費内訳書については、法定福利費を明示することとされていませんが、入札段階から法定福利費を適正に確保することが必要であり、また、契約段階での適正な法定福利費の確保や落札後の請負代金内訳書作成の効率化の観点から、入札段階からあらかじめ必要となる法定福利費を算出する（必要な法定福利費が含まれた工事費を算出する）ことが望ましいです。

5 詳しい情報について

法定福利費の算出方法などに関しては、国土交通省のホームページ等にも掲載されていますので参考にしてください。

○法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順

URL (<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>)

○法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）

URL (<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>)

○各専門工事業団体の作成した業種ごとの「標準見積書」

法定福利費を適切に明示するため、各専門工事業団体において「標準見積書」を作成しており、その中で算出方法等の考え方が記載されています。

URL (https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html)

○建設業における社会保険加入対策

国土交通省において実施している建設業における社会保険加入対策について掲載しています。

URL (https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)